

平成26年労第194号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、A会社において鋼材切断業務等に従事していたところ、平成〇年〇月〇日切断機から降りる際に転倒し、右腰部分を強打し負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故後の同月〇日、B胃腸科・外科に受診し「腰部打撲、頰椎症の疑い」と診断され、同月〇日にはC病院に転医し、翌11日以降はD病院ほか複数の医療機関において「脊髄損傷」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するものと認めたが、請求人には同一部位に既に障害等級第11級に該当する障害があり、加重障害に該当するが、労災則第14条第5項の規定により障害等級第7級に应ずる額から障害等級第11級に应ずる額の1/25を控除して得た額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだもの

である。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に残存する障害を障害等級第7級と認定し、支給額を労災則に基づき減額した処分が妥当と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 請求人の本件障害について

ア E医師は、平成〇年〇月〇日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、頸部可動域は、屈曲25度・伸展10度、右回旋20度・左回旋25度と記載している。このことから、請求人の頸部の運動範囲は屈曲・伸展が35度、左右回旋が45度であり、可動域が参考可動域の1/2以下に制限されていることが認められる。

F医師は、平成〇年〇月〇日付け障害認定に関する意見書において、要旨、①頸椎運動制限が見られること、②四肢腱反射が亢進しており、四肢の筋力は全体的にMMT 4レベルで左右差はみられず、両手指に軽度の功緻運動障害が認められること、③X線写真にて、C5/6、C6/7の前方固定術の人工骨がみられる（平成〇年の手術）こと、④C3から6椎弓形成術の人工骨スペーサーがみられる（今回の手術）ことから、請求人には四肢の軽微な麻痺及びせき柱の運動障害が残存すると所見している。

イ G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、今回の請求人の頸椎の障害に対して、平成〇年〇月〇日に椎弓形成術が施行され、平成〇年〇月〇日に症状固定して術後1年を経過しているため、この時点で残存した症状を後遺障害として差し支えなく、監督署長の意見である総合評価の神経

系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないものに該当するとの判断は妥当であると述べている。

ウ 当審査会としても、請求人の傷病の状態について、診療録、X線写真、MRI画像等の医証を精査したが、E医師の診断及びF医師、G医師の意見は妥当なものと判断する。よって、請求人に残存する障害の程度は、四肢の軽微な麻痺（第12級の12）とせき柱に運動障害を残すもの（第8級の2）に該当するが、判断の要件として引用する認定基準では、せき髄損傷に伴うせき柱の障害による障害等級が、麻痺より判断される障害等級より重い場合は、それらの等級の総合評価により障害等級を判断することとなり、本件障害の程度について判断すると、軽微な麻痺とせき柱の運動障害が認められることから、神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外に服することができないもの（第7級の3）に該当すると判断する。

(2) 既存障害について

障害認定調査復命書で、請求人の障害部位のX線画像から、平成〇年のC5/6、C6/7の頰椎前方固定術の人工骨が認められており、G医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定書で、同様の既往がある旨を述べている。当審査会としても、X線写真、MRI画像等の医証を精査したところ、請求人の既存障害については、せき椎固定術が行われたものに該当することから、「せき柱に変形を残すもの」（第11級の5）に該当するものと判断する。

(3) 以上から、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第7級の3となるが、労災則上、同一部位について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償を行うこととなり、したがって、当審査会としても、障害等級第7級に応ずる額から障害等級第11級に応ずる額の1/25を控除して得た額を支給すべきと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。